

3 階建直結直圧式給水実施基準

(平成 27 年 11 月 27 日改正)

福 知 山 市 上 下 水 道 部

目 次

1. 目的	1
2. 適用範囲	1
(1) 適用対象建物	1
(2) 適用対象外建築物	1
3. 適用条件	1
(1) 対象地域	1
(2) 配水管口径	1
(3) 給水管口径	1
(4) 給水装置に取り付けるメータ口径及び設置位置	1
(5) 限界給水高さ	1
(6) 計画一日最大給水量	1
(7) 3階に設置する給水器具の取り扱い	2
4. 逆流防止対策	2
(1) 配水管側への逆流対策	2
(2) 建物内の逆流防止	2
(3) 集合住宅等における戸単位での逆流防止	2
5. 非常用水栓及びドレン装置の設置	2
6. 維持管理	2
(1) 市が管理する範囲	2
(2) 所有者が管理する範囲	2
7. 既存建物への適用	2
(1) 適用	2
(2) 適用条件	3
8. 直結給水申込手続き	3
(1) 直前相談	3
(2) 事前協議	3
(3) 協議回答	3

（４）給水装置工事申込	３
（５）工事内容の変更	３
９．提出書類	３
１０．その他	３
１１．３階建直結直圧式給水標準図	４～５

1. 目的

直結直圧式給水の対象範囲を拡大することにより、小規模受水槽における水質汚染及び劣化等の解消を図り安心安全な水の供給を行うため、そして給水サービスの向上を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

配水管の水圧をもって建築物へ直結直圧することができる範囲は、次のとおりとする。

(1) 適用対象建物

- ・ 給水設備が3階以下に設置される建物
- ・ その他、水道事業管理者が認めたもの

(2) 適用対象外建物

- ・ 病院、学校等のように常時一定の水を必要とし断水による影響が大きい建物
- ・ ホテル等のように一時的に多量の水を使用する又は使用水量の変動が大きい等、配水管の水圧低下を引き起こすおそれのある建物
- ・ 毒物、劇物及び薬品等の危険な化学物質を取り扱い、これを製造、加工または貯蔵を行う工場、事業所および研究所
- ・ 緊急避難場所になっている施設等
- ・ その他、水道事業管理者が特に指定したもの

3. 適用条件

(1) 対象地域

対象地域は、分岐する配水管において年間最小動水圧が 0.245MPa (2.5kgf/cm²) 以上を確保できる地域であり、かつ必要とする水量を確保できる地域であること。

(2) 配水管口径

分岐する配水管の口径は、φ50mm～φ250mm であること。

ただし、φ50mm 配水管の場合は、管網を形成しているものとする。

(3) 給水管口径

給水管口径はφ20mm～φ40mm とし、分岐配水管口径の2ランク以下とする。

(4) 給水装置に取り付けるメータ口径及び設置位置

メータ口径はφ13mm～φ40mm とする。

同一敷地内の建物につき、1給水の引き込みとする。

(5) 限界給水高さ

限界給水高さは、配水管が布設してある前面道路面から 9.0m 以下とする。

(6) 計画一日最大給水量

計画一日最大給水量は 12m³ 以下とする。

(7) 3階に設置する給水器具の取り扱い

水圧を必要とする給水器具を設置するときは、慎重に流量計算を行い申請者の責任において給水器具が適正に使用出来るかどうか判断をすること

4. 逆流防止対策

(1) 配水管側への逆流防止

市水道メータ2次側に逆止弁を設置しなければならない。

なお、逆止弁は取替えが容易に出来る配管とすること。

(2) 建物内の逆流防止

集中配管立ち上がり配管毎に上部に吸排気弁、基部にストップバルブを設置しなければならない。(給水標準図 3. 4)

各戸に単独で立ち上がる場合、吸排気弁は設置しなくてもよい。(給水標準図 2)

(3) 集合住宅における戸単位での逆流防止

各戸引き込み管(各戸メータ部)には、止水栓及び逆流防止装置を設置しなければならない。

5. 非常用水栓(散水栓)の設置

1階部分には、非常用水栓を設置すること。(給水標準図 2. 3. 4)

6. 維持管理

(1) 市が管理する範囲

- ・公道面に布設されている給水装置及びメータボックス内

(2) 所有者が管理する範囲

- ・敷地内の給水装置及びメータボックス

7. 既存建築物への適用

(1) 適用

既存建築物を受水槽式給水から直結直圧式給水に切替える場合は、その費用は申請者負担とし、給水装置設置基準及び本実施基準に適合していなければならない。

なお、同一建物内での直結直圧式給水と受水槽式給水の併用は認めない。

(2) 適用基準

- ・配管形式、配管材料、配管経路の把握ができる各種図面(平面図、配管詳細図)の提出をすること
- ・水圧検査を実施し合格した建物
- ・既存の給水管径が水理計算を満たすもの

8. 直結直圧給水申込手続き

(1) 事前相談

直結直圧式給水を受けようとする者は、当該建築物が本実施基準に定める適用条件等に適合しているかどうかについて、上下水道部に事前相談を行うこと。

(2) 事前協議

事前相談を経て、上下水道部に直結給水協議書（様式1）を提出する。

(3) 協議回答

上下水道部が直結給水協議書をもとに周辺の水圧等調査を行う。（様式2）

結果を直結給水回答書（様式3）で協議者に回答する。

(4) 給水装置工事申込

上下水道部の回答に基づき給水装置工事の設計を行い、給水装置工事申込を行う。

事前協議を行っていない申込は受け付けない。

(5) 工事内容の変更

直結給水協議書及び給水装置工事申込書の内容に変更がある場合は、直ちに再度上下水道部と協議を行うこと。

9. 提出書類

給水装置工事申込には、次の書類を提出すること。

- ①給水装置工事申込書
- ②直結給水回答書の写し
- ③直結給水誓約書（様式4）
- ④水理計算書
- ⑤その他上下水道部が必要とする図面及び書類

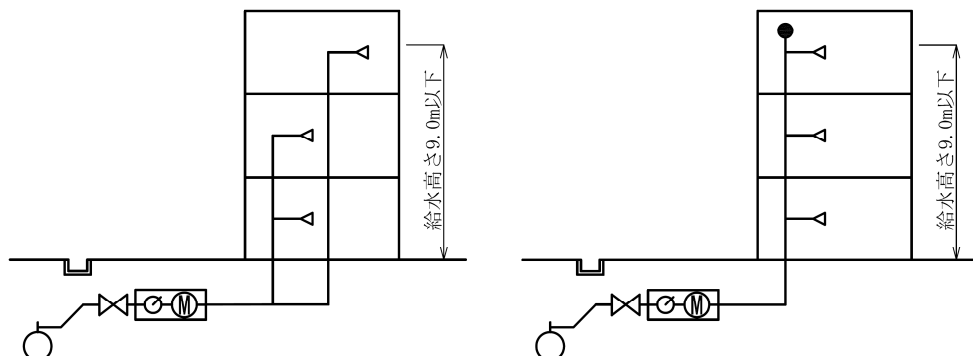
10. その他

給水装置工事の設計にあたっては、福知山市水道事業給水装置設計施工基準及び本実施基準に基づくものとし、定めのない事項については、上下水道部と協議を行うこと。

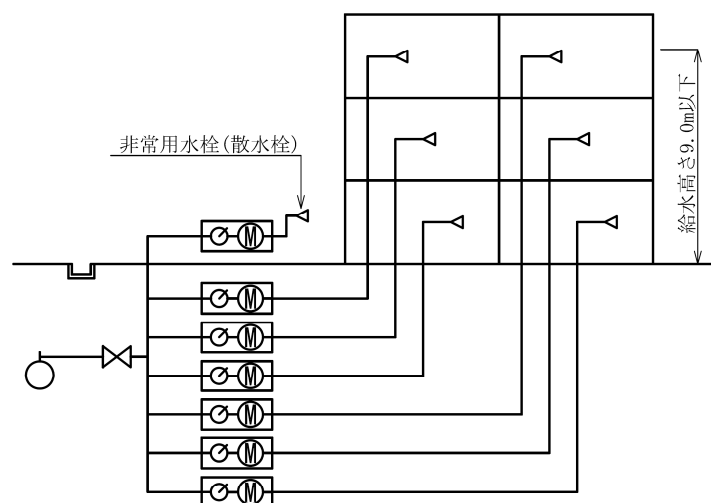
3階建直結直圧式給水標準図

1 戸建て住宅

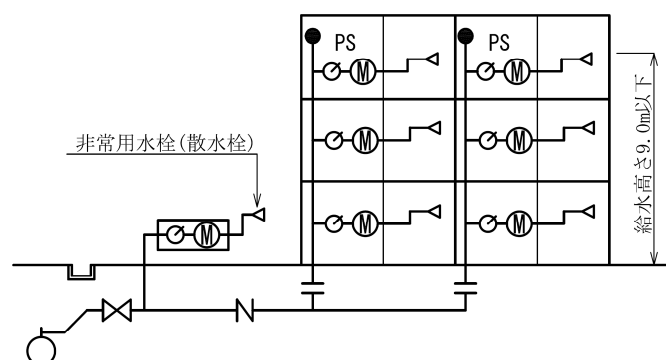
⊗	逆止弁付止水栓
⊗	埋設用バルブ／仕切弁
N	単式逆止弁
	ストップバルブ
●	吸排気弁
△	給水栓
⊗	親メータ
○	子メータ



2 集合住宅(1階にメータ設置の場合)

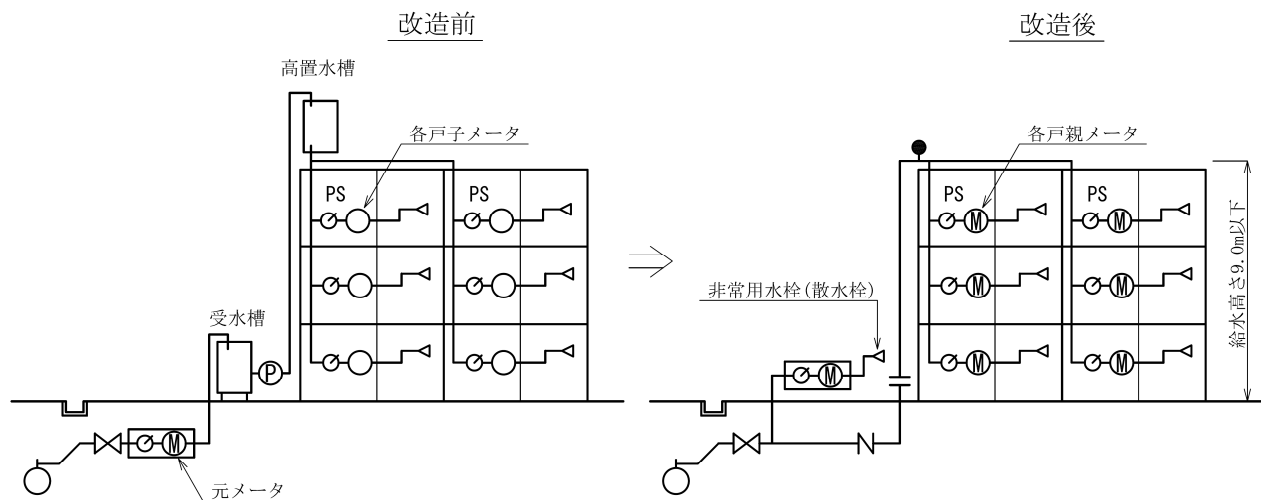


3 集合住宅(パイプシャフト〈PS〉にメータ設置の場合)



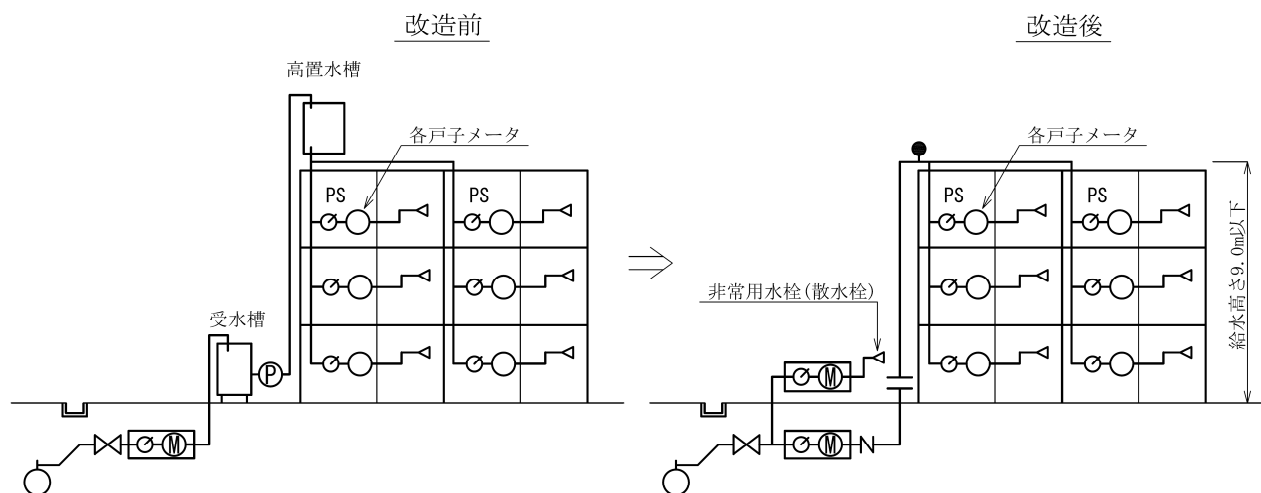
4 既存建築物からの改造工事(受水槽式から直結直圧式に切替える場合)

(1) 改造後、各戸の子メータを親メータに取り替える場合



- (注) ① 必ず、非常用水栓(散水栓)を新設し、当該非常用水栓に親メータを設置すること。
 ② 各戸の子メータを親メータに取り替えるとともに、元メータを必ず撤去し配管を接続すること。

(2) 改造後、従前どおり各戸の子メータを存続する場合



- (注) ① 必ず、非常用水栓(散水栓)を新設し、当該非常用水栓に親メータを設置すること。

年 月 日

直 結 給 水 協 議 書

福知山市上下水道事業管理者職務代理者 様

協議者 住 所

氏 名

印

TEL

次の建築物に直結給水したいので協議します。

工 事 場 所	福知山市
建 築 物 概 要	☐ 新築 ☐ 既存
	☐ 3階建て ☐ 4階建て以上（建築高さ m）
	☐ 集合住宅（ファミリー 戸・ワンルーム 戸・その他 戸） ☐ テナントビル・事務所ビル ☐ その他
計 画 使 用 水 量	計画使用水量 m ³ /日 同時使用水量 ℓ/分
配 水 管 口 径	φ mm
予 定 給 水 管 口 径	φ mm
最 上 階 の 給 水 高 さ	m
工 事 着 工 予 定	年 月 日

【添付書類】

- ① 給水装置工事計画図書（位置図・平面図・立面図） ② 水理計算書

直結給水協議調書

1 水圧状況

水圧調査箇所	福知山市	
測定結果	調査日時	平成 年 月 日 ~
	配水系統	
	最高水圧	MPa
	最低水圧	MPa
	平均水圧	MPa

2 配水計画等

管網状況	☐ 配水管の整備は不要です。 ☐ 直結給水するには配水管の整備が必要です。 ☐ その他()
配水計画	☐ 給水区域の変更計画はありません。 ☐ 給水区域の変更計画があります。 ☐ ()

3 年間最小動水圧

☐ 最小動水圧は、現状、将来とも0.245MPa以上見込まれる。 ☐ 最小動水圧は、現状、将来とも0.245MPa以上の確保が難しい。
--

【判 断】 以上の結果より

平成 年 月 日

☐ 直結給水は 可 能	調 査 員	Ⓔ
☐ 直結給水は 不 可 能	水道課長	Ⓔ
(付記事項)		

年 月 日

3 階建直結直圧式給水回答書

様

福知山市上下水道事業管理者職務代理者

平成 年 月 日付けで直結給水協議のありました建築物につきまして、次のとおり回答します。

なお、協議内容に変更が生じた場合は、再度協議が必要です。

1 工事場所 福知山市

2 建築物概要

3 回答内容

☐ 付近配水管の水圧状況等を調査した結果、直結給水は可能です。

☐ 設計水圧は、**0.245MPa** で設計することができます。

☐ 付近配水管の水圧状況等を調査した結果、直結給水は不可能です。

☐ 現状・将来において、必要な最小動水圧の確保が難しい。

☐ 現状の配水管口径では、配水管に影響を与える。

☐ その他()

4 留意事項

(1) 直結給水の採用に当たっては、次の直結給水の短所を十分考慮の上決定すること。

① 配水管工事や事故等による計画的又は緊急的断水及びメーター交換による断水の際は、直に給水停止となる。

② 配水管の水圧変動の影響を受けやすく、吐水量が安定しないことがある。

(2) 給水装置工事の設計にあたっては、「給水装置設計施工基準」及び「3 階建直結直圧式給水実施基準」に基づいてください。

(3) 給水装置工事申込書には、直結給水誓約書及び本回答書の写しを添付してください。

5 問い合わせ先

本回答書に対するお問い合わせは、下記の「水道課工務係」までご連絡ください。

福知山市上下水道部水道課工務係

TEL 0773-22-6502 FAX 0773-22-6540

E-mail suidoul@kouei.fukuchiyama.kyoto.jp

年 月 日

直 結 給 水 誓 約 書

福知山市上下水道事業管理者職務代理者 様

申 込 者 住 所 _____

氏 名 _____ (印)

工事場所 福知山市 _____

「3階建直結直圧式給水実施基準」に基づき直結給水を受けるにあたり、次の事項について誓約します。

- 1 配水管工事や事故等による断水や減水の際には、水の使用ができなくなることを十分に認識し、万一支障が生じた場合においても異議苦情等は申しません。
また、使用者（入居者）等に対して、この内容を周知します。
- 2 将来、水圧低下により水の使用に支障が生じた場合は、当方の費用で設備等の見直しを行い早急に対応します。
- 3 計量法に基づく、水道メータ交換に伴う断水に協力します。
また、使用者（入居者）等に対しては、水道メータ交換に伴い断水があることを周知します。
- 4 給水装置は、日頃から点検し管理を行います。なお、逆止弁の整備又は取替えの指示を受けたときは速やかに対応します。
- 5 建築物の使用用途等に変更が生じる場合、事前に上下水道部と協議を行います。
- 6 建築物を譲渡又は貸借を行うときは、譲渡人又は借受人に対しこの誓約内容を引き継ぎます。

水栓番号